

災害時における救援物資の提供に関する協定書

龍 ヶ 崎 市

プライムデリカ株式会社龍ヶ崎工場

災害時における救援物資の提供に関する協定

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）とプライムデリカ株式会社龍ヶ崎工場（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の提供に関し乙が甲に対して協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、次に掲げる事項について乙が可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙が生産し、提供可能な物資の供給
- (2) 乙が所有する井水ポンプを稼働し、くみ上げる水の提供
- (3) 携帯の充電等のための電気供給、被災者等の一時的な避難場所の提供その他の乙が協力することができる事項

2 乙は、災害により道路の通行不能、停電等により前項各号に規定する事項の実施に支障が生じたときは、甲との協議により当該事項の実施に当たり対策を講ずるものとする。

3 第1項第1号に規定する物資の供給又は同項第2号に規定する水の提供は、乙が指定した場所において供給又は提供をするものとする。

（協力の要請）

第4条 前条第1項の規定により甲が乙に対して行う要請は、物資提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合において、前条第1項各号に規定する事項の協力をしたときは、甲に対し物資提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う第3条第1項各号に規定する事項に要する経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙において別途協議して決定するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定の解除の申出がないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市
龍ヶ崎市長 萩原 勇

乙 龍ヶ崎市向陽台5丁目6番地3
プライムデリカ株式会社龍ヶ崎工場
工場長 山口 太郎

様式第1号（第4条関係）

物資提供要請書

年 月 日

様

龍ヶ崎市長

災害時における救援物資の提供に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所
			別添

特記事項

問い合わせ先		
担当部署		課
担当者		担当
電話	—	—
FAX	—	—
メール		

様式第2号（第4条関係）

物資提供報告書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

株式会社
担当部署

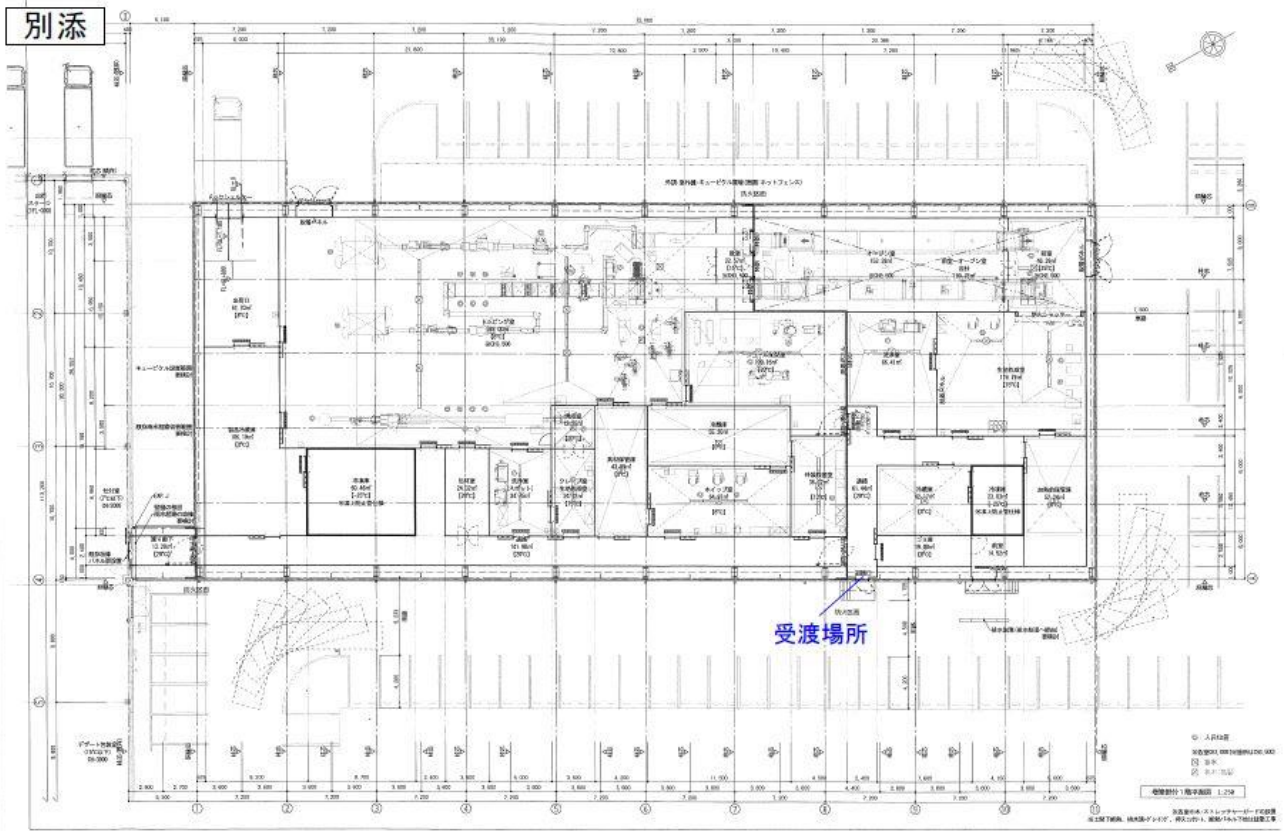
年 月 日付けで要請のあった物資については、下記のとおり提供したので報告します。

記

提供した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
		別添	
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電 話 ・ FAX	メー ル ア ド レ ス
		T : F :	

別添



ITSUKI
株式会社 樹
〒105-8327
東京都港区新橋2-10-5
TEL: 03-3542-1111 FAX: 03-3542-1112

代表取締役社長 藤井 隆雄
代表取締役 藤井 隆雄
代表取締役 藤井 隆雄

設計
2022.08.22 1st 1/100000
2022.08.23 2nd 1/20000
2022.09.01 3rd 1/10000
2022.09.22 4th 1/10000

（株）プライムテック 機軸工務 建築工事
2022.09.23
機軸工務
1/250
機軸工務 1/250
A-1-3